

売買参加者承認及び更新基準

(趣旨)

第1条 この基準は、徳島市中央卸売市場業務条例施行規則（昭和47年徳島市規則第67号。）第28条の3の規定に基づき、徳島市中央卸売市場（以下「市場」という。）における売買参加者の承認及び更新の際の基準について必要な事項を定めるものとする。

(承認基準)

第2条 売買参加者の承認は、次の各号に該当する者について行うものとする。

県内に居住し、かつ県内に自己の営業所を有する者

年齢満20歳以上の者で、申請に係る取扱品目の部類に属する物品の販売又は加工等の業務について3年以上の経験を有する者

申請人が法人である場合にあっては、常時取引に参加する者が前号の要件を備えていること。

市場業務の円滑な運営を確保するため、売買取引の保証がされる者であること。

申請者が関係業者に対して著しく遅延した支払債務を有していない者であること。

国税及び地方税の納税義務を遂行している者であること。

当該申請に係る部類について、市場における年間（前年10月1日からその翌年9月30日までの間をいう。）買受額が別表第1の実績を有することが証明できる者であること。

(知識の認定)

第3条 卸売業者が行う卸売に参加するのに必要な知識の認定は、講習その他の方法により行うものとする。

(申請受付公示の方法)

第4条 売買参加者承認申請の受付は、原則として年1回とし、受付の公示は市場内の掲示板に掲示その他適当な方法により行うものとする。

(承認の取消し等)

第5条 徳島市中央卸売市場業務条例（昭和47年徳島市条例第50号。）第28条に規定する売買参加者としての必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、次の各号に掲げるときとする。

買受代金の支払いを怠ったことにより売買差止めの処分を受け、その日から起算して1ヶ月以内に支払いを完了しなかったとき。

買受代金の支払いを怠ったことによる売買差止め処分が1年に3回以上に及んだとき。

（更新基準）

第6条 売買参加者の承認の更新を受けようとする年の9月30日（昭和52年4月1日前に売買参加者の承認を受けている者にあつてはその更新を受けようとする年の3月31日）から過去3年間の市場における年間平均買受実績が別表第2の額を有することが証明できない者は、売買参加者の承認を更新しないものとする。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定のほか売買参加者の承認の更新については、第2条の規定（第2号、第3号及び第7号を除く。）を準用する。

（買受額の変更）

第7条 第2条第7号及び前条第1項に規定する買受額について著しい物価変動が生じた場合は、必要の年ごとに改正するものとする。

（名義の変更）

第8条 売買参加者が死亡、疾病その他特別の事情により就業が不能となったときは、その者と同一世帯で生計を一にする配偶者並びに2親等以内の血族及び姻族で当該売買参加者の業務を引続き営もうとする者に対し、名義変更の承認をすることができる。

附 則

1 この基準は、昭和51年4月1日から実施する。

2 第2条の承認基準については、この基準の実施日前までに売買参加者承認申請書を提出している者に係る承認から適用する。

別表第1

水産物部	鮮魚販売を主とする者	15,000千円以上
	塩干物販売を主とする者	15,000千円以上
	加工品販売を主とする者	15,000千円以上
青果部		10,000千円以上

別表第2

水産物部	卸売業者からの買受額	2,000千円以上
青果部	卸売業者からの買受額	1,500千円以上

附 則

- この基準は、昭和52年6月1日から実施する。
- この基準の施行の日までに売買参加者の承認を受けている者で、昭和54年にその更新を受けるものに係るこの基準による改正後の基準（以下「改正後の基準」という。）第6条第1項に規定する買受実績については、改正後の基準別表の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

水産物部	10,000千円以上
青果部	7,000千円以上

附 則

この基準は、昭和53年1月4日から実施する。

附 則

- この基準は、昭和55年4月1日から施行する。
- この基準の施行の日までに売買参加者の承認を受けている者で、昭和57年までにその更新を受けているものに係るこの基準による改正後の基準（以

下「改正後の基準」という。)第6条第1項に規定する買受実績については、改正後の基準別表第2の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

水産物部	卸売業者及び仲卸業者からの買受合計額 15,000千円以上 又は卸売業者からの買受額 2,000千円以上
青果部	卸売業者及び仲卸業者からの買受合計額 10,000千円以上 又は卸売業者からの買受額 1,500千円以上

附 則

この基準は、昭和56年12月21日から実施する。

附 則

この基準は、平成12年4月1日から施行する。